

このような時の手続きは・・・？

子どもさんの急な病気（発熱）や怪我の時は「児童在籍表」に記入された連絡先に連絡します。変更があった場合はその都度すぐにお知らせください。

① 担任に報告



② 児童在籍表に変更箇所を記入



③ 「入園申込書の内容変更届」を提出（新潟市に提出）

- ・ 住所変更
- ・ 保護者変更
- ・ 姓の変更
- ・ 同居世帯員の増減

} いずれかに変更があったら提出

●住所、電話番号、緊急連絡先が変わったら

変更した時は速やかにお知らせください。

（特に父・母・祖父母の携帯番号、勤務先の電話番号は必須事項）

これまでも、お子さまのケガや病気、災害時に連絡がつかなくて困ったことがあります。

●勤務先が変わったら

児童在籍表に新しい勤務先と電話番号をご記入ください。また、新潟市に新たな勤務先の「就労証明書兼就労届出書」を提出していただきます。

●送迎する方が変わったら

普段と違う方がお迎えの場合は、お電話等で事前にご連絡願います。

連絡がない場合は、安全管理上お引渡しができなくなります。

●転園・退園するときは

「転園届け」「退園届け」を記入、提出していただきます。早めにお知らせください。

月の途中であっても転園・退園とも月末までの処理となります。

●早朝保育・延長保育・送迎バス等の申込み変更は

月単位の登録となりますので、前月までにお知らせください。